

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成29年9月13日 04時30分ごろ
発生場所	鹿児島県志布志市枇榔島北西方沖 志布志港南防波堤灯台から真方位130° 1.5海里付近 (概位 北緯31° 25.9′ 東経131° 06.8′)
事故の概要	漁船拓海丸は、漂泊中、転覆した。
事故調査の経過	平成29年9月14日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 拓海丸、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	KG3-60022（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船外機に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波向北西、波高約3～5m、潮汐 低潮時 日出時刻：05時58分 平成29年台風第18号は、本事故当時、南西諸島付近を北西進中 であった。 曾於地域には、平成29年9月13日04時24分に波浪注意報が 発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、枇榔島北西方沖に入れている建網 の状況を確認する目的で船首を南方に向けて漂泊していたところ、志 布志港沖防波堤からの波高約3mの返し波を右舷後方から受け、海水 が船内に流入して転覆した。 船長は、海上に投げ出されたが、自力で海岸にたどり着き、携帯電 話で海上保安庁に救助を要請し、来援した同庁の回転翼機により救助 された。 船長は、左腕に打撲を負った。 本船は、僚船にえい航されて志布志市志布志港に着岸した。 船長は、救命胴衣を着用していた。 本船は、和船型で船外機を備えていた。 船長は、本事故発生の約1時間前、波高が約1～1.5mであった ので出港した。 船長は、本事故時、急に南方から波高の大きいうねりを受けるよう になり、船首方からのうねりに注意していたものの、沖防波堤からの 返し波に気付かなかった。

	<p>船長は、出港前に台風による波浪の影響を受ける可能性を予想していたので、波浪の状況を十分に確認できるよう、明るくなってから出港すれば良かったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、漂流中、船長が、船首方からのうねりに注意していたものの、船尾方の波浪の状況を確認していなかったことから、波高約3mの防波堤からの返し波を右舷後方から受け、海水が船内に流入して転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、漂流中、船長が、船首方からのうねりに注意していたものの、船尾方の波浪の状況を確認していなかったため、波高約3mの防波堤からの返し波を右舷後方から受け、海水が船内に流入して転覆したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 台風の接近などにより、波浪の強まりが予想される場合には、出港を極力控えること。